

2024年6月1日より診療報酬改定に伴い
入院時食事療養費の負担額が変更となりました

入院時の食事療養の標準負担額（患者負担額）			
所得区分		令和6年5月まで	令和6年6月から
70歳未満の方	70歳以上の方		
区分ア	現役並 III	1食 460円	1食 490円
区分イ	現役並 II		
区分ウ	現役並 I		
区分エ	一般		
区分オ	低所得 II	1食 210円	1食 230円
	低所得 I	1食 100円	1食 110円

※指定難病の対象の方は1食 260円から 280円へ変更となります。

2024年度診療報酬改定により全国医療機関共通の値上げとなっており、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

茨城リハビリテーション病院 病院長